

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	AB-Z123	ZZA12-1234567	長さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 182 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号		
自動車の保管場所の位置	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツパーキング		
※ 保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">平成30 年 11 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">生田 警察署長 殿 干 ( 650 - 0011 )</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号</p> <p style="text-align: center;">フリガナ ヒョウゴ タロウ</p> <p style="text-align: center;">兵庫 太郎 (印)</p> <p style="text-align: center;">( 078 ) 345 局 6789 番</p>			
第 号	<p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 警察署長 (印)</p>		

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要がある認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 現在の自動車登録番号欄の記入については、中古車の場合で登録番号の変更を伴わないときは、その番号を記入すること。
- 5 自動車の登録手続きは、自動車保管場所証明の日から「1箇月以内」に行ってください。

保管場所の所有区分	自己単独所有・その他
-----------	------------

自動車登録番号	
車両番号	

連絡先	兵庫 太郎
	TEL 078-345-6789